

岐阜県公報

第二千八百四十号
平成二十九年四月十八日
(火曜日)

目次

規 則

岐阜県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課)二四二^{ページ}

告 示

道路の区域変更

(道路維持課)二四一

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課)二四二

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

(同)二四二

土地改良区役員の就任

(西濃農林事務所)二四三

土地改良区役員の退任及び就任

(同)二四三

正 誤

設立届が提出された政治団体の名称等の公表中訂正

(選挙管理委員会)二四四

規 則

岐阜県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十八号

岐阜県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県宅地建物取引業法施行細則(昭和五十三年岐阜県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改める。

第十八条第一項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二項中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第十九条中「第十一条」を「第十条」に改める。

別記第九号様式中「 〓 」を「 〓 」に改める。

別記第九号様式中「 〓 」を「 〓 」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年四月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	中津川立川線	中津川市瀬戸字中屋平六〇番七九地先から	前	四・七 二・二	二七四・〇	
		同市同字同六番一 地先まで	後	四・七 二・五	二七四・〇	

岐阜県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年四月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	大西線	瑞浪市土岐町字松ケ下一番七地先から	前	三・六 一・五九	三〇・二	
		同市同町字西岡田三八番一 四地先まで	後	三・六 一・〇	三〇・二	

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年四月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十九年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年四月四日

二 届出者の氏名又は名称

大和情報サービス株式会社

三 建物の名称及び所在地

(仮称) 可児中恵土複合店舗

可児市中恵土二三七一 六一 外

四 変更しようとする事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 七一・六五平方メートル

(変更後) 一一九・五五平方メートル

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十九年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出者の氏名又は名称

ロジコムリアルエステート株式会社

二 建物の名称及び所在地

LCワールド本巢

本巢市政田字上市場一四〇四番地 外

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住居	所
栗原土地改良区	平成二九・三・三	理事	栗田 克己	不破郡垂井町栗原	一五七七番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	所
土地区改良区	平成二九・三・三	理事	野村 千浩	養老郡養老町石畑	八三二番地一
養老町石畑地区	平成二九・三・三	同	古市 利治	同	一五〇二番地
同	同	同	伊藤 博	同	八三〇番地一
同	同	同	古市 清紀	同	一〇七二番地
同	同	同	中島 正行	同	九九三番地一
同	同	同	古川 賢二	養老郡養老町押越	三八〇番地
同	同	同	西川 一二三	同	三一五番地
同	同	同	日比 健治	同	五五九番地二
同	同	同	細川 忠男	養老郡養老町柏尾	二二六番地一
同	同	同	細川 時佳	同	二六番地
同	同	同	小林 保夫	同	九五番地一
同	同	同	高木 誠二	養老郡養老町勢至	二一番地
同	同	同	伊藤 英威	同	九〇番地一
同	同	同	川瀬 廣	養老	一〇二番地
同	同	同	細川 秀夫	石畑	一四九九番地
同	同	同	伊藤 彪	押越	二六一番地
同	同	同	細川 正男	柏尾	五六一番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住居	所
土地区改良区	平成二九・四・一	理事	細川 秀夫	養老郡養老町石畑	一四九九番地
養老町石畑地区	平成二九・四・一	同	古市 利治	同	一五〇二番地
同	同	同	伊藤 博	同	八三〇番地一
同	同	同	古市 清紀	同	一〇七二番地
同	同	同	細川 剛	同	一一〇七番地

正誤

(原稿誤り)

平成二十七年五月二十九日第二千六百五十一号 設立届が提出された政治団体の名称等の公表(岐阜県選挙管理委員会告示第四十四号)三八一頁表中「あがは」は「あが」の誤り。

同	古川 勝	養老郡養老町押越	一三二四番地
同	伊藤 孝	同	三五二番地二
同	日比 健治	同	五五九番地二
同	細川 忠男	養老郡養老町柏尾	二二六番地一
同	佐々 隆一	同	一一一番地
同	細川 重彦	同	二四番地
同	高木 清	養老郡養老町勢至	四四番地
同	伊藤 篤優	同	八五番地二
同	鈴木 美義	同	一六七番地
監事	中島 正行	同	九三三番地一
同	小寺 壽明	同	二六九番地
同	細川 正男	同	五六一番地

平成二十九年四月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社